

## 町田市農地利用地域計画について

2023年4月、農業経営基盤強化促進法（以下、基盤法）の一部改正に伴い、今後、高齢化や人口減少の本格化により予想される農業者の減少や耕作放棄地の拡大に対して、農地の利用促進を図り、農地の集積化等の取り組みを加速化するため、市街化調整区域を有する市区町村は2025年3月末までに「地域計画」を策定することが定められました。

この度、町田市における地域計画「町田市農地利用地域計画」を策定しましたので、その概要を報告します。

### 1 計画の概要

本計画は、地域農業が持続的に発展するため、「どこの農地で、誰が、どのような農業をするのか。」といった10年後の農地利用の在り方や、将来の地域農業の在り方を、地域の農業者や農業団体などと話し合い作り上げた町田市農業の未来設計図です。計画の構成は、基盤法に規定されている以下の事項となります。

#### ① 計画書

町田市の農業の目指す姿と、そこに至る課題や解決手法など明確に示したもの

#### ② 目標地図

10年後の農地利用の在り方を示し、農地の担い手を明確にするために地図化したもの

### 2 策定までの経過

	策定の流れ	実施時期	取り組み内容
①	策定に向けた周知	2～6月	・農業者等に向けて、意向調査等への協力を地域の会合等で要請
②	農業者の意向調査	2024年 7～8月	・農地利用の意向や地域農業の目指す将来像と課題に関してアンケート調査を実施し、集計結果を取りまとめ
③	協議の場の開催	10、12月	・農業者や農業関係機関等に呼びかけ、話し合いの場を設置し計画素案を提案 ・地域農業者の代表や農業関係機関等を委員とした計画策定検討委員会を開催
④	説明会の開催	2025年 1月	・農業者等向けに、計画案を説明し、計画推進に向けて協力を要請
⑤	計画の策定（公告）	2、3月	・2月に計画案を2週間公告・縦覧 ・3月末日に計画策定を完了、公告

### 3 計画の推進

農地が継続的に利活用されるよう、把握した農地所有者の意向を活用し、遊休農地化する前に新たな担い手へのあっせんを進めます。また、現状を計画に反映できるよう、適宜、見直しを行います。

## 地域計画(案)

策定年月日	令和7(2025)年●月●日
目標年度	令和16(2034)年度

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	18 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	16 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	8 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha

(備考)  
・農業上の利用が行われる農用地等の区域は、市街化調整区域のうち経営規模拡大または維持の意向がある認定農業者及び認定新規就農者が耕作する農地とする。  
・⑤は、町田市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。

## (2) 地域農業の現状及び課題

【農地の保全や維持活用】  
・2024年度に市街化調整区域で実施した意向調査の結果、農業従事者の高齢化や後継者不足の進行に伴い、経営規模の縮小または離農を考える経営体が15.8%に上り、これらの経営体が耕作している農地を新たな担い手に引き継ぐために、貸借等の円滑化が必要とされている。

【担い手の確保】  
・2024年度に市街化調整区域で実施した意向調査の結果、現状では拡大を希望する農地面積が8.93haであるのに対し、縮小を希望する農地面積は23.62haとなっており、需給のニーズ差を解消するためには、農地の受け手を確保することが必要とされている。

【少量多品目・地産地消】  
・消費地である都市近郊という立地を活かした多品目栽培の継続と、地域との関わりを深める地産地消などの取り組みの推進が必要とされている。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

【農地の保全や維持活用】  
・町田市農地あっせん事業や農地中間管理事業により農地の貸借が円滑化され、意欲のある多世代の担い手により持続的な農業が営まれるとともに、地域住民も交えた農地の多様な利用が展開されている。

【担い手の確保】  
・市の農業研修事業などにより担い手の育成・支援が強化され、新規就農者の定着が図られている。

【少量多品目・地産地消】  
・露地野菜や果樹などを中心とした少量多品目栽培を継続しつつ、学校給食などの地産地消の取り組みを推進している。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

## (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

町田市農地あっせん事業及び農地中間管理事業を活用した貸借を推進し、担い手(認定農業者、認定新規就農者、経営規模拡大の意向がある経営体など)への貸借を進めていく。

## (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	100 %	将来の目標とする集積率	100 %
--------	-------	-------------	-------

## (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

地域の実情に合わせて、段階的に農地の集約化を推進する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

町田市農地あっせん事業を活用して、遊休農地及び貸出等意向のある農地と、規模拡大に意欲的な農業者とのマッチングを促進する。また、生産性向上や農作業効率化につながる一体的な貸出等を推進する。

農地中間管理事業を活用して、農地の貸借手続きの円滑化を図る。

これらの取組により、市街化調整区域の農地の集積、集約化を推進する。

(2)農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構と連携し、メリットをわかりやすく説明するなど周知内容の工夫に努める。地域の実情や農業者の意向に応じて、農地中間管理機構の活用を積極的に推進する。

(3)基盤整備事業への取組

市街化調整区域内の集積・集約化を進めている状況であり、今後の状況を踏まえ、必要な基盤整備を検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

就農希望者への研修、認定新規就農者の営農に必要な施設整備や機械導入等への支援を通じ、新たな担い手の確保・育成・定着につなげる。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

直近での取り組み予定はないが、今後の状況を踏まえ、必要な農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

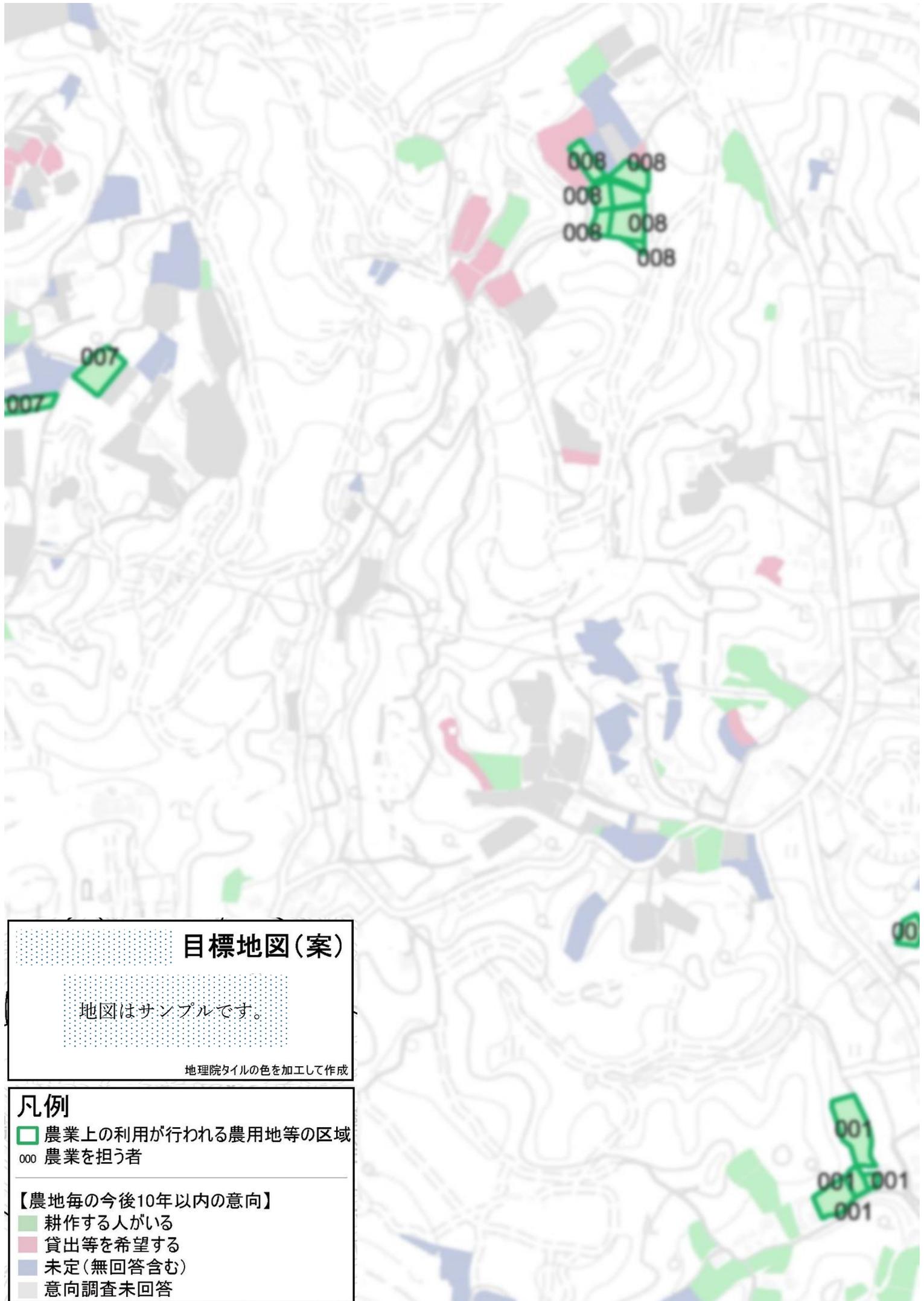
<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①増加する加害鳥獣による農作物への被害を防止するため、関係団体と連携して農地等への箱罾やくくり罾設置による加害鳥獣の捕獲・駆除や、電気柵等による防護を推進し、被害の減少を図る。

③農業者の生産現場や流通現場において、スマートフォン等電子機器を用いた農業データの活用や、インターネットを活用した情報発信・販路拡大などにより、効率的な都市型農業経営の実現を目指す。

⑧認定農業者等が収益性の高い農業経営を行う上で必要な施設整備により、経営力の向上、都市農地の保全及び都市農業が持つ多面的機能の更なる発揮を進める。



### 目標地図(案)

地図はサンプルです。

地理院タイルの色を加工して作成

### 凡例

- 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- 000 農業を担う者

#### 【農地毎の今後10年以内の意向】

- 耕作する人がいる
- 貸出等を希望する
- 未定(無回答含む)
- 意向調査未回答